

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第183号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成25年12月22日（日） 21時40分ごろ
発生場所	千葉県浦安市南方沖 浦安市所在の浦安沖灯標から真方位125.5° 1.32海里（M）付近 （概位 北緯35° 36.0′ 東経139° 55.0′）
事故等調査の経過	平成25年12月24日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 ぱしふいっくびいなす、26,594トン 135946、新日本海フェリー株式会社、新協和商事株式会社、日本クルーズ客船株式会社、関光汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級海技士（航海） 一等航海士、一級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等航海士ほか203人が乗り組み、旅客519人を乗せ、クリスマスクルーズのため、平成25年12月22日17時00分京浜港横浜区の大さん橋を発し、錨泊予定の浦安市南方沖に向かった。</p> <p>船長は、単錨泊中の船体の振れ回り運動を押さえるため、振れ止め錨を投下することとし、船首配置に一等航海士ほか乗組員を就け、21時05分ごろ浦安沖灯標から真方位125.5° 1.32M付近（以下「本件錨地」という。）に左舷錨を投下した後、機関を後進にかけてバウスラストで船首を右舷側に振りながら、右舷錨の投下を指示した。</p> <p>一等航海士は、船長から右舷錨投下の指示を受け、揚錨機の操作に当たっていた乗組員に右舷錨を投下させて両舷錨鎖の様子を見ていたところ、左舷錨鎖が真下になった状態で伸出していかないので、その旨を船長に報告した。</p> <p>一等航海士は、船長の指示で右舷錨鎖を巻き揚げたところ、21時40分ごろ右舷錨鎖に左舷錨鎖が絡んでいることを認め、船長に報告した。</p> <p>船長は、夜間であることを考慮して絡んだ錨鎖を解く作業を翌日に行うこととし、左舷錨鎖6節、右舷錨鎖4節をそれぞれ繰り出して船</p>

	<p>首配置を解除した。</p> <p>本船は、23日06時30分から2巻き状態となった錨鎖を解く作業を開始したが、解放することができず、船舶所有者を通じて要請した引船とサルベージ船により、16時22分ごろ絡んだ錨鎖を解放し、17時00分ごろ抜錨した後、予定より4時間40分遅れで18時40分大さん橋に着棧し、旅客全員が下船した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 5、視程 5M</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本船は、本インシデント前日も本件錨地に単錨泊していた。</p> <p>船長は、本インシデント当日の予報が風速10m/s以上であったので振れ止め錨を使用した。</p> <p>船長は、他の船舶で、2回ほど錨泊中に振れ止め錨を使用したことがあった。</p> <p>一等航海士は、他の船舶で振れ止め錨を使用したことがあった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浦安市南方沖において、単錨泊中の船体の振れ回り運動を押さえようとして振れ止め錨を投下する際、船長及び一等航海士が、先に投下した左舷錨の錨鎖の状態を確認せずに右舷錨を投下したことから、右舷錨鎖に左舷錨鎖が絡み、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が浦安市南方沖において、単錨泊中に振れ止め錨を投下する際、船長及び一等航海士が、先に投下した左舷錨の錨鎖の状態を確認せずに右舷錨を投下したため、右舷錨鎖に左舷錨鎖が絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振れ止め錨を投下する際は、先に投下した錨の錨鎖の状態を確認すること。 ・振れ止め錨を使用する際の注意事項を確認すること。